

三田市立児童館条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第11条の2 省略 (運営) 第12条 児童館の運営について必要な事項は、 <u>三田市健康福祉審議会</u> に諮問するものとする。 以下省略	第1条～第11条の2 省略 (運営) 第12条 児童館の運営について必要な事項は、 <u>三田市子ども審議会</u> に諮問するものとする。 以下省略

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																																														
第1条 省略 (設置) 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。	第1条 省略 (設置) 第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 10%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 20%;">担当事務</th> <th style="width: 10%;">委員定数</th> <th style="width: 40%;">委員の構成</th> <th style="width: 10%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市長</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市老人ホーム入所判定委員会</td> <td style="text-align: center;">老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">7人以内</td> <td style="text-align: center;">(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市就学前保育・教育のあり方検討委員会</td> <td style="text-align: center;">就学前の幼児の保育・教育のあり方に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">12人以内</td> <td style="text-align: center;">(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者</td> <td style="text-align: center;">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> 以下省略	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	市長	省略					三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者	2年	三田市就学前保育・教育のあり方検討委員会	就学前の幼児の保育・教育のあり方に関する事項についての調査審議	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで	省略						省略						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">附属機関の属する執行機関</th> <th style="width: 10%;">附属機関の名称</th> <th style="width: 20%;">担当事務</th> <th style="width: 10%;">委員定数</th> <th style="width: 40%;">委員の構成</th> <th style="width: 10%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">市長</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三田市老人ホーム入所判定委員会</td> <td style="text-align: center;">老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">7人以内</td> <td style="text-align: center;">(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> 以下省略	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	市長	省略					三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者	2年	省略					省略					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期																																																										
市長	省略																																																														
	三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者	2年																																																										
	三田市就学前保育・教育のあり方検討委員会	就学前の幼児の保育・教育のあり方に関する事項についての調査審議	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで																																																										
省略																																																															
省略																																																															
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期																																																										
市長	省略																																																														
	三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者	2年																																																										
	省略																																																														
省略																																																															